

開 議

○大沼 久議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、8番、鳥谷政一議員、18番、佐々木榮七議員の2名であります。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、山形新聞社長井支社長からパソコン使用についての申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○大沼 久議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

藤原民夫議員の質問

○大沼 久議長 それでは、順次ご指名いたします。

順位5番、議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

○16番 藤原民夫議員 おはようございます。

私は、障害者自立支援法が4月1日から実施されたことに伴って出されている数々の問題点について、また、それに伴う施策計画について、福祉事務所長並びに健康課長にお尋ねをするも

のであります。

なお、質問の通告用紙に書き忘れましたが、市長の答弁もぜひよろしくお願いしたいことを議長によりしくお願いします。

障害者自立支援法は、障害者福祉にも自己責任と競争原理を徹底して、国の財政負担の削減を推し進めようとする小泉構造改革のもとで、多くの問題点を抱える制度となっているのであります。とりわけ重大な問題は、利用料は能力に応じて負担するというこれまでの応能負担原則を、利用したサービス量に応じて負担するという応益負担へと転換したことであります。

障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を益とみなして負担を課すという応益負担は、憲法や福祉の理念に反するものであります。

障害が重い人ほど負担が重くなり、負担に耐えられない障害者はサービスを受けられなくなる事態が起きることは必至であります。だからこそ、障害者自立支援法の成立には、障害者や家族の反対運動が空前の規模で全国に広がったのであります。

法案は成立いたしました。国や自治体には、憲法25条が保障する障害者が人間らしく生きる権利を守る責任があるのであります。

昨年12月議会で行った私のこの問題についての目黒市長の答弁は、「障害者の方は、サービスの量的拡大をしていく上では、障害者本人の方の負担は避けられないものだ」と、こういう実態を知ろうとしない答弁をなされております。

さて、これまで障害者施策の利用料負担は、前年の所得に応じた応能負担に基づいて決定されてきたわけであります。これを障害者自立支援法では、サービスを利用した量に応じて負担する応益負担に切りかえるとともに、施設で提供される食費や入所施設の光熱水費、日用品費などを全部自己負担にすることといたしました。

もともと応益負担は、障害者福祉とは相入れ

ない最悪の負担方式であります。

なぜならば、それは第1に、障害が重く多くのサービスを必要とする人ほど多くの負担金の支払いが求められることでもあります。これは、障害が重いということだけで特別に税金を上乗せするようなものであって、障害がゆえの苦しみをさらに増幅させるものであります。

第2に、とりわけ幼いころからさまざまな障害を持った人においては、就労や財を形成する機会が十分に保障されていないため、応益負担になると、出身家庭の所得状況がサービス利用の可能性を大きく左右することでもあります。つまり、同じ障害であっても、障害者本人やその出身家庭が裕福かそうでないかで、社会参加や自立の機会、可能性が左右されてしまいます。義務教育費がこうした不公平を生み出さないため原則無償となっていることと比べても、甚だしい不公平を生み出す負担方式と言えるのであります。

第3に、極めて高額の利用料の徴収を福祉事業者が行わなければならないことから、本来、よりよい暮らしを目指して共同、連帯すべき障害者と事業提供者が、高額な利用料負担という金銭によって対立させられ、分断させられてしまうことでもあります。

応益負担が持つこうした問題点について、国会審議の中でも、例えば民主党の山井議員からも「障害者のサービスに対して応益負担を導入しないというのは世界の常識だ」というふうな発言があったり、与党議員からも特に負担増ということについての懸念が強い、こういう指摘が行われたということでもあります。

ことし4月から利用料1割の応益負担が実際に始まる中で、利用者や施設にはどんな問題が起きているのか。私は県内各地の例を資料として集めるとともに、長井市の知的障害者授産通所施設であるせせらぎの家を訪問し、影響調査について聞き取りを行いました。どこの施設で

も4月から原則1割の応益負担が導入されたことで、大幅な利用者の負担増となっており、施設からの退所やサービス利用の断念が相次いでいるということでもあります。

これまで通所施設の利用料は9割を超える人が無料でありましたが、今回、給食代を含む利用料は1万円から3万円の負担になっていることが明らかになりました。

そこで、利用料負担増による影響についてせせらぎの家の実態を尋ねてみました。せせらぎの家では、負担増になった人は32人全員で、これまでゼロ円だった人が月額1万円以内に引き上がった人は7人、これまでゼロ円だった人が1万円から2万円未満に引き上がった人は6人、ゼロ円だった人が2万円から3万円未満に引き上がった人が19人と、全員が大変な負担増となっているのであります。せせらぎの家では、こうした重い利用料負担のために残念ながらサービス利用を断念した人は2人おられたということでもあります。

施設では、困難な状況の中でも、退所してしまえば家に閉じこもりがちになり利用者の生活権が保障できなくなることを考えて、工賃のアップを図ろうと努力しておられるということでもあります。こうした努力があっても、家庭の問題を抱えていたり、障害が重度であるなど、深刻な状況を抱える障害者は少なくないのであります。施設関係者からは、「フォローを行政として対応してほしい」、こういう切実な声が上がっており、ここでも公的責任が問われているのであります。

一方、施設経営の方、この現状はどうでありましょうか。通所、入所施設とも、自立支援法施行前の3月と施行後の4月を比較しただけで、9割の施設が減収となっているという調査結果があります。施設が減収で、これまでも厳しい中で障害者を支えてきた施設職員の労働条件が一層劣悪化し、また、利用者の支援内容の低下

を招くような事態が進んで、倒産や閉園さえ話題になるような、深刻な経営危機に多くの施設が直面しているという実態が県内の調査の中であらうかがえるのであります。

調査の中で、せせらぎの家、知的障害者授産通所施設でも、減収が1割以内で、月額20万円の減収、昨年度収入5,600万円に対して年間見込みで200万円の減収、こういうことであります。

こうした減収の主な原因は、日割り計算方式の導入、また、低額な報酬単価などを上げております。つまり、これまでは月単位で施設に報酬が支払われていました。障害者は体調を崩しやすく、開所日すべてに通えるわけでないわけでありまして。それが日払い方式に変えられたことで、障害者が通所できない日は丸ごと減収になってしまうということでありまして。施設長も苦笑いしながら言っておられましたが、帰りのバスに乗り込む利用者の背中に向かって、あしたも元気に出てこいよとそっと声がけて送ってやるが、それが施設を守る精いっぱいのお思いなんだと、こういうことを言っておられました。

施設に来たかどうかということだけが評価の対象になり、通所が困難になった人への支援が重要なのに、そうした対応を国が評価しないことに対する不信感をこうして施設の方は訴えておられたわけでありまして。こうした報酬の仕組みは、減収の原因になるというだけでなく、障害者福祉のあり方としてもふさわしくないのではないかと思うのであります。このことについて、福祉事務所長から、その実態と見解についてお聞きをするものであります。

次に、身体、知的、精神の3障害に関するサービス提供が市町村に一元化されることによる長井市の責任について、健康課長にお尋ねいたします。

障害者自立支援法の10月本格実施を控え、問題になっているのが小規模作業所の問題であり

ます。障害者自立支援法では、移行先として地域活動支援センターが設けられましたが、これでは現行補助水準を大幅に下回る事態になりかねないと、関係者の間で不安が広がっております。

地域活動支援センターは、地方交付税による補助事業をベースにして、その上に3種類の機能強化事業、補助金加算標準額年600万円から150万円までの3種類の事業を組み合わせるというものであります。しかし、この補助金は、地域生活支援事業の中の1事業であることから、統合補助金の枠内で市町村の裁量による予算配分で決められるということでありまして。

地域活動支援事業の中の地域活動支援センターは、障害のある人の日中活動の場としての機能を果たし、地域で活動している小規模作業所の移行先として想定されているわけでありまして。

小規模作業所がNPO法人格を取得して一定の基準をクリアすれば、この事業への移行が可能となるというわけでありまして。移行が可能になったという点では一歩前進とも言えなくもないわけでありまして、訓練等給付事業などとは経費の性質も異なることから、その補助金額は低額に抑えられるということでありまして。

しかし、これまで困難な条件の中で、障害のある人の活動拠点として大きな役割を果たしてきた小規模作業所の問題を、これを機に何とか解決する手だてでは考えられないものか。健康課長から、この件に関する内容と状況をお聞かせいただきたいと思っております。

障害者自立支援法では、身近な地域でのきめ細かいサービスを提供する責任を市町村主義によるものとして、サービスの実施主体を市町村に一元化するというのも、大きな改革のポイントとなっております。したがって、今後、障害者施策における市町村の役割は、ますます重要になるわけでありまして。

その第1は、2006年4月以降、身体、知的、

+

精神の3障害に関するサービス提供責任が市町村に一元化されることとなって、福祉サービス利用に関する支給の決定や、あるいは利用料減免の認定などを一元化して市町村が実施することになるとしております。

第2に、真の地域づくりを目指すという施策に対して、地域生活支援事業がこの10月から位置づけられることとなっているのであります。この事業については、大きな問題である利用料負担も、基本的には実施主体が独自に判断することとなるわけでありませう。

第3に、今後市町村は、障害福祉計画、その①各事業における障害福祉サービス・相談支援の項目ごとの必要な量の見込み、②障害福祉サービス・相談支援の項目ごとの必要量確保のための方策、③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、これらを定めることが義務づけられるわけでありませう。

福祉事務所長にお尋ねをいたします。以上に上げた3点について、市町村の役割はどのように変わっていくのか、また、どうならなければならないのか、その考え方をお聞きするものでありませう。

最後に、このたび障害者自立支援法実施による施設への影響調査を県内の障害者団体と一緒に行ったわけでありませうが、整理してみますと、第1は、障害者福祉から排除される障害者が大量に生み出されつつあることでありませう。施設からの退所やサービス利用の断念にあらわれているように、利用料負担の重さに耐えられず、低所得者が真っ先に排除されてしまうという事態が生まれつつあることでありませう。

第2は、障害者福祉の基盤が根本から崩されてしまう危険が現実のものになっていることでありませう。施設の経営が大幅な減収に追い込まれ、多くの施設がつぶされるほどの危機感の中で運営されております。施設がなくなり、福祉労働者がいなくなれば、そもそも障害者福

祉は成り立たないわけでありませう。幾ら政府が自立、ノーマライゼーションと叫んでも、それは絵にかいたもちになってしまうわけでありませう。

こうした苦しみの根本にあるのは、政府が社会保障費の削減のために導入を強行した応益負担制度であることは明らかでありませう。応益負担は撤回しかないのでありませう。福祉事務所長の見解を求めまして、最後に、きょうの新聞ですと、山形市では、利用者の負担増に対して、低所得者の市独自の利用軽減策をこのたびの9月定例会に提案して、10月1日から実施する計画だという記事を見てまいりました。計画の概要を見ますと、社会福祉法人減免制度をNPO法人まで拡大して、対象者を市民税非課税世帯として、利用者負担額、月額利用料の1割、この半額と社会福祉法人減免後の金額を比較して、上限額を超えない場合、その金額を利用者負担額とするということでありませう。山形市では、サービス利用者581人の38%が該当する見込みとして、200万円の予算化を計上したということでありませう。

こうした自治体独自の負担軽減策の実施は全国各地の自治体に現在広がっております。長井市でもまず実態調査や利用の意向調査などを実施して、それに基づく障害者福祉計画を策定して、支援費制度の総括を踏まえて、負担軽減を図るべきと考えますが、先ほど申し上げましたが、通告書には漏れておりましたが、議長からお許しをいただいて、最後に市長の考えをお聞きして、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 藤原議員から追加をいただきましたので。私が答弁でなくても多少は勉強させていただいて、しなければ、必ず最後に来るかもしれないと思っておりましたから。

ご指摘の9月4日の新聞ですね、これは。山

形市の581人のうち80人程度、10月からということですが、これはやっぱり山形市の財政規模と長井市とも違いますし、今までいろんな面で施設等も負担の軽減化等も検討しているというところもあります。したがって、ご指摘のように、実態調査等をさせていただいて、これは検討課題にさせていただく。早くともやっぱり来年の当初予算ということになるかと思えます。

ただ、応益負担がすべてだめというふうには私はならないと思っております。これは、皆さんからいただく税金を、民間が主役ですが、その分野分野にバランスよく、収支のバランスを考えながらやっぱり配分していかなければいけない。そうでないと、自治体といっても、例えば夕張市は炭坑の閉鎖に伴って観光産業にかじを切りましたが、それは結局、8年前に長井市よりも少なかったはずですが、330億円の総借金が630億円にふえている。自治体が破綻したわけでありませう。

あるいは鷹巣等は福祉で全国先進だと言われてきた。しかし、そのことによって、いわゆる公共下水道とか社会的インフラの整備がおくれたのではないかという町民の声があつて、結局担当者がかわられて、バランスよくやろうというふうになってきた。

やっぱりいろんな例がありますから、私は、これからも国、県の動向をしっかりと見据えて、収支のバランスを考えながら福祉を考えていかなければ、持続可能な制度にならないと。福祉だけを聖域にとか、観光だけを聖域にというわけにはこれからはいかないだろうと。非常にそういう意味では長期的に見ると、厳しい財政、バランスのよい財政運営をしなければ、もともとが、大もとからひっくり返る可能性もあるというふうには思っておりますし、特に施策の中で応益負担ということをしていかなければ、すべて社会主義になってしまいますから、全部の税金で全部平等にとらないと、それは極端な話、

国の財政が今や750兆円も借金がある時代に、それを減らさなきゃいけない時代に、それはやっぱりなかなか難しいだろうというふうには思っておりますので、そういった意味で、非常に厳しい時代であるという認識を持ちながら、福祉等の政策もしなければいけないし、応益についても考えていかなければいけないというふうには思っているところであります。以上です。

○大沼 久議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、障害者自立支援法でございますが、ことし4月から施行されております。これに伴って利用者負担がそれまでの利用者と配偶者の所得状況に応じた、それとまたサービスの種類によって細分化された複雑な利用者負担の仕組みから、サービスに関する費用を皆で支え合うという国の方針があるため、利用したサービスの費用のうち原則1割を利用者が負担するという制度になって導入されております。また、食費や光熱水費等実費についても原則自己負担が導入されております。

ただし、この原則1割の負担でございますが、一般世帯でも最高額3万7,200円の負担上限月額の設定を行っており、また、市民税非課税世帯の低所得世帯であれば2万4,600円、さらにその世帯で本人の収入が80万円以下であれば1万5,000円というような利用者負担の軽減措置を国の方で講じております。

そのほか社会福祉法人等減免制度、いわゆるせせらぎの家なんか該当するわけなんですけれども、それを導入して、低所得世帯の利用者負担の軽減への配慮も講じておるということであります。

また、食費等の実費につきましても、低所得世帯につきましても、人件費分の補助など負担軽減措置を設けております。具体的には500円の食費について最低80円まで下がるというよう

+

な中身であります。

続きまして、実際の通所施設、せせらぎの家であります。ちょっと私の方でもお聞きしてまいりました。これにお答えさせていただきます。

この施設は、利用者が4月1日の現在、議員もおっしゃられるように32名でありました。そのうち長井市からは20人の人が通所しております。この20人の方の利用者負担に関して説明申し上げますと、3月までは月額317万8,900円のサービス費用がありまして、このうち利用者20名、長井市の20名の負担は全部で3,300円ということであります。それが障害者自立支援法が導入になってからは、4月のサービス利用月額が、275万1,540円のサービス費用に対しまして、やはり利用者の負担が上がりまして、23万9,000円ほどというふうになっております。4月の平均の利用者負担額は1万1,966円ほどになります。やっぱり3月に比べると約1万1,800円ほどが利用者の負担増となったというふうな結果になっております。

また、食費もありますものですから、1日500円、平均20日の通所ということになりますと、公費補助分も差し引きまして8,110円ほどの平均負担額となっております。先ほどの1割の負担と合計すれば、利用者1人当たり平均で約1万9,900円ほどの負担増という結果が出ております。

国の方では、支援費制度の施行により利用者がふえて、その急激な財政負担の拡大が国の社会保障全体を圧迫する要因となっており、加えて支援費制度では対象外であった精神障害者を含め、今後も利用者の増加が見込まれるということで、安定的な制度維持のために、この費用を国民皆で負担し支え合うことが必要だということで、このような制度を取り入れたというふうなことであります。

続いて、せせらぎの家の施設の経営に関して

ですけれども、3月までは障害者の通所施設の報酬は、議員もおっしゃられておりましたように、月額で支払われていましたわけですが、4月からは通所1日当たりの日額単価の支払いに変更されております。すなわち3月まではほとんど通所しない人がいても、在籍というふうに登録していれば、1カ月分、その人に関して支払われていたということになりますけれども、4月からは通所した分のみを支払う報酬に変更されているというふうなことでありまして、国の基準では、大体22日の通所日数で従前の額を確保できるように設定したとしておりますけれども、障害者の方はやっぱりその日の心身の状態とか、通所できないような日があるということで、せせらぎの家の実際の4月の平均通所日数は20.2日、通所率にしますと87.9%ということになって、これによって施設の収入は、500万3,400円ほど3月にありましたものから、4月の収入は452万1,000円ほどというふうになっておりまして、約48万円ほどの減収となっております。ただし、4月から報酬単価が1.3%下がっているわけですから、同じように比較しますと、それを考慮しますと日額単価の報酬に変更された影響は月当たり、4月に関しましては42万円ほど、約8.4%の減収になったということであります。

このような状況の中で、先ほど議員と、あと市長もおっしゃっておりましたが、9月4日の山形新聞に、山形市では、これの費用の軽減策を図るということで、今回の議会の方に200万円ほどの増額補正をしております。この中身でございましてけれども、1割相当の負担額を半額にして、社会福祉法人利用、いわゆるせせらぎの家のような施設を利用した場合は、先ほど申し上げましたように、上限額を超えない場合は半分を利用者の負担額として差額を補てんするというような中身で、その対象者につきまして、山形市では、581人、このうちに80人ほどがこ

の軽減に該当するというふうなことであります。

余り詳しくは読み取れないんですけども、私の方でも福祉事務所の方でも、こういうふうなことで長井市に該当させてみればどれほどの額が出てくるかということで試算して調べてみましたところ、大体10人程度、11人ですか、そのくらいの方が該当しまして、同じように補てんしていくということになれば、二十四、五万円程度補てんすることになるというふうなことであります。先ほど市長からの答弁のように、中身を十分検討させていただきまして、来年度に向けて方針を立てていきたいと思っております。

続きまして、障害福祉計画のことでありますけれども、実は福祉事務所の方で平成15年に障害者計画ということで計画を策定しておりましたけれども、この障害者計画につきましては、数値目標がつけておられないような計画でありまして、これを受けて今回国の方では障害福祉計画ということで、今年度中に策定しなさいというふうなことであります。平成23年度までをにらみまして、3年ごと、平成18、19、20年とまず目標をつくる。それからさらに平成21、22、23年というふうな、最終的には23年度までの数値目標を立てろというふうな中身でありまして、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスというふうな中身でありまして、その数値の目標でございますが、平成23年度までには現時点の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行することを目標とする。要するに、例えば施設に入っている方々を退所させて、グループホームとか自宅での生活ができるように図っていくというふうな援助をする、援助といえますか、方策を立てろというふうな中身でありますので、係の方で今、その資料収集やら準備をしておりますので、今年度3月をめどに、先ほど申し上げましたように、平成20年度までの目標を立てていきたいというふうなことを考えております。

こういうふうな中身でございますけれども、今回の障害者自立支援法が上がってから、10月からいよいよ新しくサービスの体系も細分化されてくることとなりますものですから、関係する施設や事業者も新しい体系での事業者の指定ということで指定を受けなければならないような大きな転換を迫られておまして、また、新しい制度に伴って、利用者の方でも新しく申請行為も必要なために、福祉事務所としても利用者のサービスの利用に支障が出ないように、事業者と連絡をとりながら、新しい制度への移行をスムーズにできるように進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○大沼 久議長 船山祐子健康課長。

○船山祐子健康課長 藤原議員のご質問にお答えいたします。

小規模作業所フラワーほっとの現状と方向性についてということでございますが、グループホームとは異なりまして、グループホームは18年4月から待たなしのスタートということで、NPO法人をつくりながら向かったわけでございますが、フラワーほっとに関しましては経過措置がございましたので、その中で、昨年に引き続き精神障害者小規模作業所運営費補助金という総合交付金の中で運営しております。現在ですけれども、法人格を取得の準備をなさってまして、自立支援法の事業の中で移行可能な方向性を検討しているところでございます。

藤原議員、先ほどお話の中で、地域活動支援センターの事業ということで、Ⅰ型は600万円、Ⅱ型が300万円、Ⅲ型が150万円ということで、国の補助金の加算額があるというふうなことがありましたけれども、当初、私たちも人員規定とか利用者数ですけれども、Ⅰ型は定員が20名以上、あとⅡ型は15名以上、Ⅲ型は10名以上ということで、現在のフラワーほっとの規模等勘案しまして、Ⅲ型が適当であろうかなというふうな中で検討してきたところでございますが、

きのうの県の障害福祉課の説明会がございまして、その中で、地域活動支援センターはⅠ型からⅢ型じゃなくて、一本にまとめるというふうな案が出たところでございます。その中で、定員も20名とか大きい規模じゃございませんで、10人以上の人員が利用できる規模とする。設備の基準も日中活動ができる場所とトイレが設備されてればいい。あと従業員ですけれども、施設長を含めて2人以上というふうな形に、柔軟な対応になってきております。ただし、運営費につきましては明確に予算措置の関係も説明なかったということから、なかなかこれからどのような形にしていくのか検討しなければいけないということで、きょうお答えすることは、変わったということにさせていただきます。

それで、もう1点考えている方向性なんですが、就労移行支援事業というふうなのがございまして、こちらは日中活動に来られた方、1日当たり何人見えて、それで幾らの利用料というふうな形での運営方式になるわけですが、フラワーほっとの利用者の特性とか、あと運営しておられる方々がスムーズに移行できるように、今後とも国とか県の方向性を見きわめながら、慎重に対応していきたいというふうなことで考えているところでございます。

このたびの改正では、精神については今まで知的、身体とは別扱いというふうなことにされておりましたけれども、障害者自立支援法の設立によりまして、3障害の同等のサービスを受けられるというふうになったことについては一定の評価をしておりますので、長井市としても福祉事務所等と連携を密にしながら、スムーズにサービス提供できるように努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 丁寧なご答弁いただきまして、まことにありがとうございました。

ただ、一つ市長にお聞きいたしたいわけですが、

が、応益負担の考え方ではありますが、私は先ほどの質問で、義務教育費が原則無料となっているわけですね。なぜ原則無料となっているのかということについて、やはり障害者の問題についても恐らく十分な話し合い、検討がなされたのではないかと、しかし、そうでなくて、応能でなくて応益の負担とするというふうなことになるのではないかとというふうに思われるわけです。結局、先ほども申し上げましたが、障害者福祉というのは、障害が重くてサービスがなければ一緒に暮らしていけないというふうな、これは本人の責任でも何でもありません。結果がこういうふうな、身体あるいは精神の問題がそうになっているというふうなことで、それを理由にした負担金の算出というのは、どなたから見てもやはりおかしいと。

先ほども申しましたが、国会の審議の中で、障害者のサービスに対して応益負担導入しないというのが、これは世界の常識なんだという発言もありましたが、まさにそう思いますし、また、与党の議員の方からも負担増ということについての懸念について質問出されるというのは、やはりそれなりの人間としての理由、生きる、そういったことへのしっかりした理由があって、義務教育費の原則無償、あるいは社会福祉へのこうした施策、これがあるのだと。それでさえも、障害がゆえの苦しみ、これをこういった形で、税金を上乗せするような形でさらに増幅させるというふうなことをやってはいけないんだというのがやはり社会福祉の考え方、理念なんだというふうに思うわけでありまして、このたびの応益負担については、私はそのような観点から、社会福祉がねらおうとしている福祉サービスの面からは、全く矛盾をしているというふうなことを思うわけでありまして、

さて、福祉事務所長の方からは、特にせせらぎの家の調査をなされて、1割の利用料負担を課す自立支援法の影響について詳しい報告があ

りまして、まさに実態調査を私もお聞きして本当に驚いたわけでありますが、障害者、子供がせせらぎの家へ行かないというふうなことになるのに対して、また、うちの人も行かせないというふうなことも家庭の中では起きているんだということも施設長はおっしゃっていただきましたが、やはり家庭のいろんないざこざの渦の中に巻き込まれているというふうなこともあるわけでありまして、ただ単に計数的な調査ということだけではなくて、もっと心に突き刺さる、その内面についても可能であるならば調査項目を設けてもらって、そして優しい実態調査について、今度報告をいただければありがたいというふうに思うわけでありまして。

先ほど来話に出ておりましたが、やはり施設経営で一番大きな形は、報酬単価が引き下げられると、それで支払い方式が月額制から日額制に変更されると、そしてまた、通所授産施設では年間200万円もの減収になると。この減収を少しでも少なくしようと、休みの日数を少なくして、例えばせせらぎの家だと今休んでおった土曜日を開所しているというふうなこともおっしゃってございましたが、そうした形で開所日数をふやしていると。そしてまた、それでも収入減となるというふうなことで、そこに働く方々の人員の削減、あるいはパート化なども今後考えていかなければならないのかなというふうに苦しい対応についておっしゃっていただきましたが、そういった施設の今後の対応についても、一体こういうふうにしてどう乗り切ろうとしておられるのかというふうな点についても、やはりもう少し踏み込んだ調査と実態の把握を福祉事務所長として把握していただきたいというふうに考えておるのであります。

山形市での低所得者に対する市独自の費用軽減策については、山形新聞でも詳しく取り上げられましたし、どうしてこうした計画を盛り込んだのかというふうに至った経過については、

詳しい、実にきめ細かな事前の事務局での実態調査がもとになっているというふうなことを市の当局者にも聞きましたが、やはり実態調査を見れば、非常に厳しい現在の福祉のあり方がそうした軽減策をとらせる一つの決断を促したのではないかというふうに思いますので、しかも今後はこういった実態調査や、あるいは意向調査、そういったことは市町村の責任でやるというふうなことがこのたびの自立支援法ではうたっておるんですね。したがって、市町村のそういったことへの施設との直接結びついた対応を感じるような、そういう結びつきがどうしても必要になってくると、ただ単なる計数での分析ということだけではなくて、それらについてもぜひお願いしたいというふうに思うわけでありまして。

それと、先ほど健康課長から、地域活動支援センターについての県の一つの新しい指針が示されまして、よかったなと私も考えておるわけでありまして、やはりこういった、しかも地域でフラワーほっとなどの運営なんかを見ますと、本当に地域で、地域の皆さんがボランティアとなってあの施設を支えているというふうな感じがしますし、あそこの施設長であります安部さんという方は、私も一緒に絵の仲間といいますが、先輩ですが、そういった形で私も尊敬している方ですが、その人の本当に情熱、熱意も子供たちに大きく伝わっているのではないかなというふうに思いまして、せっかくあそこまで盛り上げてきた、継続してきたフラワーほっとのさらなる継続について、ぜひいろんな知恵、力をおかりしなければいけないのではないかなというふうに思うわけでありまして。

今後もまだまだ、なかなか移行するまでの間、今お聞きしますと難しい点がいろいろあるようでありまして、これまたやはり、先ほど福祉事務所長をお願いしたように、計数の分析と、もちろんそれは非常に大事なわけでありまして、

+

それだけでなく、あそこに通う生徒たちの実際に肌触れ合う、そういう関係で、この問題を解決していかれる、そして本当にほかの市町村に見られない温かい福祉計画ができ上がるというふうな形でこの問題が引き継がれば、非常にいいのではないかと。これまでの福祉計画を見ますと、どうしても数字の羅列が多い。それは確かに分析するには数字なのでありますが、しかしもっともっと具体的な例、あるいは具体的な悩み、苦しみ、そういったものの中からこの数字が引き出されたというふうな取りまとめ方が福祉計画の中でぜひ必要になるのではないかと、分析したら、これぐらいの赤字に対してはこういうふうにしてやっていくんだという形だけでなく、もっと心温かい分析が必要であるし、そういった計画をぜひ、法律ですと10月中にこれをつくるというふうなことになっておるようではありますが、しかし、10月は来月ですから、そう簡単にはいかないと思うんですが、この福祉計画というのは、一体いつそれを完成させるというふうなことになっているんですか。福祉事務所長にお尋ねいたします。

○大沼 久議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 私の手元にあります資料では、今年度中というふうになっております。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 今年度中といってももう半分を過ぎてしまっているわけで、しかも現在大変な状況を抱えて、しかもまたその大変な状況をむしろばねにして、すばらしい福祉計画をつくって、長井市へのお土産とするというふうなことで市長も考えられればすばらしいものだというふうに思いますが、市長、こういった計画に対してどうですか。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 こういう障害者福祉計画等については、実態もしっかり見ながら、国や県の動向、時々変わりますからね、やっぱり、そうい

った意味で、早くつくったから、そういうときには拙速だって言われる場合もありますし、ぜひいいものを、今年度中の期限は守るようにさせていただきたいと、私の任期に余りこだわらないでいきたいというふうに思っているところであります。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 この福祉計画の内容については、全国で恐らく注目しているのではないかとこのように思うんですね。ですから、よその単なるまねごととかそういったものだけでなく、長井市にはすばらしい人材、そういった方々がたくさん福祉活動を支えておられるというふうな恵まれた環境にあるのではないかと思いますので、そういった方々のお力を十分におかりして、現実的、しかも障害者に生きがいを与えるような、与えられるような、そうした福祉計画をぜひつくっていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

我妻 昇議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位6番、議席番号1番、我妻 昇議員。

(1番我妻 昇議員登壇)

○1番 我妻 昇議員 おはようございます。

じりじりと照りつける太陽が懐かしくなるほど、朝晩はめっきり寒さを感じる季節となりました。市内各地では、米の豊作を願って獅子舞などのお祭りが開催され、収穫の秋を待ちかねているというような様子であります。太鼓や笛の音色、子供たちの元気にはしゃぐ声を聞いていますと、日々の疲れがいやされ、穏やかで豊かな気持ちになることができます。

日に日にこうべを垂れる稲穂に豊作を期待しつつ、これから一般質問をさせていただきます。